

一人で悩まずご相談ください！

寄居町消費生活センター

消費生活は、わたしたちが生活するうえで切り離せないものです。「契約時に受けた説明と違う」、「訪問してきた貴金属の買い取り業者に大切にしていた指輪を渡してしまった」、「多重債務相談をしたい」など、消費生活で困ったときは役場4階商業観光振興課内に併設している寄居町消費生活センターをご利用ください。

消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が無料で受け付け、公正な立場で処理に当たっています。昨年度は105件の相談が寄せられました。



年代別相談数(人)

年代 年度	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	不 明	計
平成25年度	1	14	3	21	9	15	24	8	10	105
平成24年度	2	3	6	16	18	20	9	2	5	81

内容別相談数(人)

内容 年度	架空請求	商品一般	住 宅	サラ金	投 資	エステ	食 品	その他	計
平成25年度	11	19	11	12	4	2	10	36	105
平成24年度	16	9	6	9	4	1	3	33	81

ご注意ください！消費者トラブル！

◆送りつけ商法

注文していない商品を勝手に送付し、代金を請求する商法です。身に覚えのない荷物は受け取らないようにしましょう。受け取ってしまった場合は、開封せずに消費生活センターへご相談ください。

◆ワンクリック詐欺

スマートフォンやパソコンのアダルトサイトで見られる手口です。消費者がクリックすると即座に「契約完了」や「料金請求」などの画面が表示され、高額な料金を請求されます。怪しいサイトには入らないようにしましょう。また、請求画面が表示されても請求元の会社には連絡せず、消費生活センターへご相談ください。

◆訪問購入（訪問買い取り）

消費者宅を訪れ、強引に貴金属や不用品を買い取る被害が急増しています。頼まれてもいないのに訪ねてくる業者を絶対に家に入れてはいけません。訪問購入の場合は、クーリングオフ制度が適用される場合があります。被害に遭ったときは、一度ご相談ください。

【寄居町消費生活センター】

相談日／月・火・木・金曜日(祝日、年末年始を除く)
時間／午前9時30分～正午、午後1時～4時
場所／役場4階商業観光振興課内
問い合わせ／寄居町消費生活センター(☎581・2121 内線443) へ。

クーリングオフ制度

クーリングオフ制度とは、訪問販売（自宅・勤務先等）や店舗外取引、キャッチセールスなどの特定の販売方法で結ばれた契約を、一定の期間内であれば一方的に申し込みの撤回や契約の解除ができる制度のことです。詳しくは、消費生活センターへお問い合わせください。

～ 郵便はがきで通知する場合(例) ～

契 約 解 除 通 知 書	
契約(申込)日	平成 年 月 日
商品(役務)名	
契 約 金 額	円
販 売 会 社 名	
販売会社住所	
(担当者名)	
上記の契約を解除します。 すみやかに支払い済の 商品を引き取ってください。	
申し出日	平成 年 月 日
(契約者) 住 所	
氏 名	

※クーリングオフの期間は計算は、初日(契約日・書面公布日)を含めて8日間(マルチ商法は20日間)です。
※クーリングオフの通知書は、記録が残る方法(特定記録・書留など)で期間内に発送してください。なお、通知書の到着は、期間を過ぎても構いません。

議会 レポート

町議会第3回定例会(9月議会)が、9月17日から10月7日までの21日間の会期で開かれ、23件の議案と1件の請願の審議・審査が行われました。

平成25年度決算の認定

平成25年度寄居町一般会計歳入歳出決算

平成25年度寄居町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

平成25年度寄居町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

平成25年度寄居町下水道事業特別会計歳入歳出決算

平成25年度寄居町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

平成25年度寄居町水道事業会計利益の処分及び決算

↓6議案とも原案を認定

説明 会計別決算額は別表①のとおりです。また、平成25年度決算については、本誌2～4頁の特集をご覧ください。

平成26年度補正予算

平成26年度寄居町一般会計補正予算(第3号)

平成26年度寄居町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

平成26年度寄居町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

◇平成26年度寄居町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

◇平成26年度寄居町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

↓5議案とも原案どおり可決

説明 補正額は別表②のとおりです。

人権擁護委員の推薦

◇人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて(2件)

↓2議案とも原案に同意

説明 任期満了に伴い、根岸正浩さん(木持)と藤山典彦さん(用土12)を引き続き人権擁護委員として法務大臣に推薦することに対して、議会の意見を求めたものです。

条例の制定・一部改正

◇寄居町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定

◇寄居町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

◇寄居町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定

◇寄居町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

↓4議案とも原案どおり可決

説明 平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まることに伴い、町条例で基準を設ける必要があるため制定するものです。

◇寄居町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正

↓原案どおり可決

工事請負契約の締結

◇工事請負契約の締結

○寄居中学校空調設備設置工事

契約金額／9,590万4千円(消費税含む)

○城南中学校空調設備設置工事

契約金額／5,713万2千円(消費税含む)

○男衾中学校空調設備設置工事

契約金額／7,236万円(消費税含む)

○寄居町監査委員の選任の同意

説明 前任者の辞職に伴い、花輪敏男さん(金尾)を寄居町監査委員に選任することに對して、議会の同意を求めたものです。

請願

◇手話言語法制定を求める意見書の提出について

↓原案どおり採択

議員提出議案

◇寄居町農業委員の推薦

説明 前任者の辞職に伴い、寄居町農業委員会委員に、坂本建治さんを議会として推薦するものです。

↓原案どおり可決

◇手話言語法制定を求める意見書の提出

◇軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び防災認定基準の改正などを要請する意見書の提出

↓2件とも原案どおり可決

別表② 平成26年度会計別補正予算額

単位：千円

会 計 名	補正前の額	補正額	総 額
一般会計	11,217,938	129,191	11,347,129
特別会計			
国民健康保険	4,587,407	62,891	4,650,298
後期高齢者医療	324,377	3,783	328,160
下水道事業	428,283	1,255	429,538
農業集落排水事業	85,295	5,524	90,819

別表① 平成25年度会計別決算額

単位：円

会 計 名	歳 入	歳 出
一般会計	10,840,193,879	10,279,036,266
特別会計		
国民健康保険	4,770,433,727	4,574,205,831
後期高齢者医療	308,784,074	304,999,974
下水道事業	487,147,984	468,194,492
農業集落排水事業	90,850,555	86,039,094
水道事業会計		
収益的収支	891,753,174	833,059,623
資本的収支	44,476,232	313,989,393